

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるもの」とされております。（地方税法第72条の116第2項より）

上小阿仁村の平成31年度（令和元年度）一般会計当初予算における地方消費税交付金の社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 18,622千円

（歳出）

・老人福祉費（3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 老人福祉費） 92,425千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

目名	経費	本年度予算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
老人福祉費	92,425	709		18,860	18,622	54,234